

## エレベーター設備保守点検委託契約書（案）

- 1 委託業務の名称 東局建管（委）第3号  
県営住宅磯浦団地・川之江団地エレベーター設備保守  
点検委託業務
- 2 履行期間 自 令和8年4月1日  
至 令和9年3月31日
- 3 業務委託料 ￥  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥
- 4 契約保証金

頭書業務の委託について、委託者 愛媛県東予地方局長（以下「甲」という）  
と受託者（以下「乙」という）  
とは、次の条項によりエレベーター設備保守点検の委託契約を締結する。

（契約対象のエレベーター設備）

- 第1条 契約の対象となるエレベーター設備は、次のとおりとする。
- |        |                                    |           |
|--------|------------------------------------|-----------|
| 場 所    | 新居浜市磯浦町13番地                        | 県営住宅磯浦団地  |
|        | 四国中央市川之江町981番地1                    | 県営住宅川之江団地 |
| 種類及び台数 | ロープ式エレベーター（車椅子兼用）2基                |           |
| 付加装置   | 地震時管制運転装置<br>停電時自動着床装置<br>オートアナウンス |           |

（契約の範囲）

- 第2条 乙は、技術者を派遣し、前条のエレベーター設備を正常かつ良好な運  
転状態に保つよう別添「エレベーター設備保守点検委託業務仕様書」に  
より点検作業を行うものとする。

2 乙は、不時の故障の際、甲より通知のあったときは、直ちに技術者を派遣し、適切な処置を行うものとする。

(保守作業の実施)

第3条 乙は、この契約で定めたすべての作業を、乙の就業時間（乙の通常勤務日の通常時間）内に行うものとする。ただし、エレベーター施設が故障した場合は、この限りでない。

(作業上の責任)

第4条 乙は、この契約により、乙の作業に従事する者が甲の建物内においてなす業務上の行為はすべて乙の責めとし、業務上負傷し、又は死亡した場合も、すべて乙の責任において措置するものとする。

(遠隔監視装置等)

第5条 乙は、エレベーター設備保守点検委託業務仕様書に定めた遠隔点検・監視を行うため、対象設備を設置した建物（以下、建物という）内に遠隔監視装置（以下、装置という）を設置し、建物と乙の施設との間に遠隔点検・監視用の専用電話回線（以下、回線という）を開設することができる。甲は、対象設備・建物に装置の設置及び回線の開設その他の工事を行うことを承諾する。

2 甲は、装置が乙の所有であること、回線の電話加入権が乙に帰属することを確認するものとする。

3 装置の設置及び回線の開設の工事費用は、乙の負担とする。

4 甲の事由により、装置及び回線について生じた修理・取替・移設・撤去に伴う費用は甲の負担とする。

5 回線の電話料金は、原則として乙の負担とする。

6 甲は、乙が設置した装置及び回線について、盗難・悪戯等に対して適切に保護すること、また温度・湿度・その他機器類の動作が良好に行われる環境を維持することについて善良な管理者の注意を払うものとする。又、これらの状況が悪化し又は悪化するおそれが生じたとき及び装置に障害・故障が生じたときは、直ちに乙に連絡するものとする。

7 甲は、装置について操作・分解・データの読み出し及び解析を行ったり、第三者に行わせないものとする。

(直接通話インターホン)

第6条 乙はエレベーター設備保守点検委託業務仕様書に定めた直接通話のために対象設備かご内にインターホンを設置し、対象設備かご内と乙の施設との間にインターホン用の専用電話回線を開設する。この専用電話回線は前条第1項の回線と用途上支障がなければ兼用してもよい。甲は、対象設備・建物にインターホン及びインターホン用の専用電話回線の開設を承諾する。

2 前条第2項から第7項までの規定は前項について準用する。この場合において、「装置」とあるのは「インターホン」と、「回線」とあるのは「インターホン用の専用電話回線」と読み替えるものとする。

(支払方法)

第7条 委託業務終了後、甲は、乙の請求書を受領してから30日以内に支払うものとする。

(契約金額の変更)

第8条 この契約締結後、諸材料の価格、労務費、その他に変動を生じ、契約金額の増減を必要とする場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(権利義務の譲渡)

第9条 乙は、甲の承諾を得ないで、この契約に係る権利又は義務を他人に譲渡し、若しくは抵当に供し、又は引き受けさせてはならない。

(占有・管理の責任)

第10条 エレベーター設備のいかなる部分に対しても、これが占有又は管理(防災管理を含む。)に基づく責任は、甲に帰属するものとする。

2 天災地変その他乙の責めによらない事由により生じたすべての損害について、乙はその責めを負わない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) この契約に定める条項に違反したとき。
- (2) 点検作業に関連する事項について不都合があったとき。
- (3) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し

若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

（損害賠償）

第12条 乙が、この契約に違反し、甲に損害を生ぜしめた場合は、乙は、甲に対してその損害を賠償しなければならない。ただし、この損害額は甲が決定する。

（装置等の撤去）

第13条 理由の如何を問わず契約が終了したときは、乙は、遠隔点検・監視及び直接通話のために乙が設置した装置、回線及びインターホン、インターホン用の専用電話回線等を撤去する。撤去工事を行うときは、甲に対して事前に通知するものとし、撤去工事及び撤去工事に伴う建物の修復に要する費用は乙の負担とする。ただし、契約の終了が甲の責に帰すべき事由による場合は、撤去費用は甲の負担とする。

2 甲は、前項の工事を妨害しないものとする。

（秘密の保持）

第14条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（契約外の事項）

第15条 この契約に定めのない事項については愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）によるものとし、規則に定めのない事項については必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

住所 西条市喜多川796番地の1

甲 氏名 愛媛県東予地方局長 ⑩

住所

乙 氏名 ⑩